告示

**○農林水産省
経済産業省告示第三号**

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏

（控除資産の額の算出）

第一条　商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第三十八条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げるもの以外の資産については、合理的な方法により、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から控除することができる。

（市場リスク相当額）

第二条　規則第九十九条第一項第一号に規定する市場リスク相当額は、次条から第七条までの規定に基づいて算出した額をいう。

（市場リスク相当額の算出）

第三条　市場リスク相当額は、次に掲げるリスク・カテゴリーごとに算出した額の合計額とする。

一　金リスク（金及び金の派生商品並びに金のオフ・バランス取引に係るポジション（以下「金等」という。）の価格の変動により発生し得る危険であって、その相当額が次条及び第六条の規定に基づいて算出されるものをいう。）

二　コモディティ・リスク（石油、金属（金を除く。）、農林水産物及びこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「コモディティ等」という。）の価格の変動により発生し得る危険であって、その相当額が第五条及び第六条の規定に基づいて算出されるものをいう。）

三　その他市場リスク（前二号に掲げる市場リスクのいずれにも属さない市場リスクをいう。）

（金リスク相当額）

第四条　金リスク相当額（第六条の規定に基づいて算出されるものを除く。）は、金のネット・ポジション（対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。次条において同じ。）の額（標準的な測定単位で表示し円貨に換算するものをいう。）に八パーセントを乗じて得た額とする。

（コモディティ・リスク相当額）

第五条　コモディティ・リスク相当額（次条の規定に基づいて算出されるものを除く。次項において同じ。）は、コモディティ等ごとに算出した次に掲げる額の合計額とする。

一　ネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額

二　ロング・ポジション（買持ちのポジションをいう。以下同じ。）の額及びショート・ポジション（売持ちのポジションをいう。以下同じ。）の額の合計額に三パーセントを乗じて得た額

2　コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

（オプション取引）

第六条　オプション取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引をいう。以下同じ。）及び当該取引に関連する原資産のポジションに係る市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一　オプション取引の原資産の時価額（計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。以下同じ。）に次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

区分	率
金等	八パーセント
コモディティ等	十八パーセント

二　次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプション取引に係る取引証拠金（外国におけるこれに相当するものを含む。）を商品取引所に預託している場合	当該商品取引所又は当該商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額（取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。）
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額

（注1）　アウト・オブ・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格（オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格、数値又はこれらと類似のものをいう。以下同じ。）を下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態をいう。

（注2）　アウト・オブ・ザ・マネーの額とは、アウト・オブ・ザ・マネーにおける権利行使価格に取引の件数又は数量を乗じて得た額と原資産の時価額との差額をいう。

（注3）　原資産の市場リスク相当額とは、原資産の時価額に、前号に掲げる表の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。次号において同じ。

三　オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネーのとき	相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	